

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 規 則

北海道職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第11号

北海道職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道職員等の旅費に関する条例施行規則（令和7年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。  
第19条第1項中「方法とする」を「方法とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする」に改め、同項第3号中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「当該額とする」の次に「（第1項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第12号

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。  
第13条第3号ア中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第13号

## 目 次

### 規 則

- 北海道職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課） 36
- 北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
……………（自然環境課） 36
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一  
部を改正する規則……………（医務薬務課） 36
- 北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（産業振興課） 37
- 森林法施行細則の一部を改正する規則……………（治山課） 37
- 北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則……………（財務指導課） 37
- 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則  
……………（法人団体課） 38

### 訓 令

- 北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令……………（文書課） 38
- 北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 38

### 告 示

- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 39
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 39
- 知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 39
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 39
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 40
- 都市計画の変更の決定……………（都市計画課） 40

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 40

### 道公安委員会規則

- 北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則…………… 41

### 道警察本部告示

- 特定調達契約に係る資格に関する公示…………… 42
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 42
- 特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）…………… 43

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

第14条第12号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同条第13号中「第14条第16項」を「第14条第14項」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第14号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項の表中23の項及び24の項を削り、22の項を24の項とし、17の項から21の項までを2項ずつ繰り下げ、16の項を17の項とし、同項の次に次のように加える。

18 データロガー	2,800円	330円
-----------	--------	------

別表第1の1の事項の表中15の項を16の項とし、同表14の項中「精密測定用電源」を「直流電源」に、「5,000円」を「2,550円」に、「60円」を「90円」に改め、同項を同表15の項とし、同表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項の次に次のように加える。

11 電気安全規格試験器	2,750円	260円
--------------	--------	------

別表第1の1の事項の表中183の項を188の項とし、127の項から182の項までを5項ずつ繰り下げ、126の項を130の項とし、同項の次に次のように加える。

131 小型レトルト殺菌機（蒸気式）	3,550円	1,050円
--------------------	--------	--------

別表第1の1の事項の表中125の項を129の項とし、108の項から124の項までを4項ずつ繰り下げ、同表107の項中「80円」を「100円」に改め、同項を同表111の項とし、同表中106の項を110の項とし、105の項を109の項とし、104の項を107の項とし、同項の次に次のように加える。

108 恒温恒湿装置（食品用）	1,500円	250円
-----------------	--------	------

別表第1の1の事項の表中103の項を106の項とし、80の項から102の項までを3項ずつ繰り下げ、79の項を80の項とし、同項の次に次のように加える。

81 小型3Dプリンター（FFF方式）	2,950円	470円
82 小型3Dプリンター（光造形方式）	3,000円	510円

別表第1の1の事項の表中78の項を79の項とし、67の項から77の項までを1項ずつ繰り下げ、66の項の次に次のように加える。

67 示差走査熱量測定装置（入力補償型）	5,600円	3,150円
----------------------	--------	--------

#### 附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に使用の承認の申請がされた同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第15号

森林法施行細則の一部を改正する規則

森林法施行細則（平成25年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に、「行為を」を「行為をすべき旨を」に改める。

別記第12号様式中「第10条の3」を「第10条の3第1項」に、「措置」を「行為」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第16号

北海道補助金等交付規則の一部を改正する規則

北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第23条の4」に改める。

第3条の見出し中「告示」を「公表」に改め、同条中「次に」を「補助事業等ごとに、次に」に、「告示する」を「公表する」に改め、同条第5号中「提出部数、」を削り、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

- 補助金等の交付に関し必要な書類の様式

第3条の2第1項中「前条の規定により告示された期限」を「前条第5号の提出期限」に改め、同条第2項中「前条の規定により告示された書類」を「前条第5号の関係書類」に改める。

第14条中「第3条の規定により告示された書類」を「第3条第6号の関係書類」に改める。

第24条を削る。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第17号

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成3年北海道規則第50号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）
- 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成3年北海道規則第50号）の項を削る。

### 訓 令

#### 北海道訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道公用文作成規程の一部を改正する訓令

北海道公用文作成規程（昭和63年北海道訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「ローマ字のつづり方（昭和29年内閣告示第1号）」を「ローマ字のつづり方（令和7年内閣告示第4号）」に改める。

別記の2の項第3号中「処分のあったことを知った日の」を「処分があったことを知った日の」に、

「2×この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による×審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日×から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、〇〇〇〇と×なります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消し×の訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の×翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を×経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

を  
「2×この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（1による×審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6×月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、〇〇〇〇となります。）を×被告として、札幌地方裁判所（又は〇〇地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起す×ることができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日から6月以内で×あっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起すこ×とができなくなります。」

に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

#### 北海道訓令第2号

本 庁  
出 先 機 関

北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員表彰規程の一部を改正する訓令

北海道職員表彰規程（昭和29年北海道訓令第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「、」に、「善行」を「善行又は事務の改善若しくは経費の節減に資する取組に係る特に優れた提案」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(6) 職務に関し、事務の改善又は経費の節減に資する取組に係る特に優れた提案をした者  
第7条後段中「同条第2号又は第3号」を「同条第2号、第3号又は第6号」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和8年3月24日から施行する。

**告 示**

**北海道告示第127号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（津別1地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局のウェブサイトにおいて、令和8年3月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

**北海道告示第128号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 函館市古武井町168の2・169の1・170・172の1・173の1・178・179の2・179の3・181・182（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、174、177、179の4

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第129号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ウエントマリ118の1・118の2・119の1・119の2・180の1・180の5・字チエサントマリ591・748・770・809（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、810

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第130号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町瀬棚区元浦122の1・124の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第131号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

- 指定施業要件変更予定保安林 亀田郡七飯町(国有林。次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第132号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和8年3月24日

北海道知事 鈴木直道

- 都市計画の種類 道路

#### 2 都市計画を定めた土地の区域

種別名 称起点終点主な経過地  
特殊街路 8・6・201号 共栄広島通 北広島市共栄 北広島市栄町1丁目 北広島市中央5丁目  
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道空知総合振興局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月24日

北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
公物管理用パトロールカーの賃貸借 一式(1月当たりの単価) 1台分
- 落札を決定した日  
令和8年2月25日
- 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社トヨタレンタリース札幌  
(2) 住所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地
- 落札金額  
74,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
令和8年1月13日付け北海道空知総合振興局告示第2号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

#### 北海道空知総合振興局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月24日

北海道空知総合振興局長 鷲尾 亨

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
拡張機能付き大判デジタル複写機等の賃貸借(点検調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。) 一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価) 5台分及び1月当

- たり624枚
- 2 落札を決定した日  
令和8年2月27日
- 3 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名 株式会社エム・マツバラ  
(2) 住所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号
- 4 落札金額  
(1) 基本料金 239,500円  
(2) 複写料金  
ア 500枚まで 11.0円  
イ 500枚以上 8.5円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月13日付け北海道空知総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

**北海道上川総合振興局告示第1003号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
令和8年3月24日

北海道上川総合振興局長 嶋田 貴洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- |           |                         |     |
|-----------|-------------------------|-----|
| (1) 入札番号1 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 1台分 |
| (2) 入札番号2 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 1台分 |
| (3) 入札番号3 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 2台分 |
| (4) 入札番号4 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 2台分 |
| (5) 入札番号5 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 2台分 |
| (6) 入札番号6 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 2台分 |
| (7) 入札番号7 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 3台分 |
| (8) 入札番号9 | 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) | 4台分 |
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月3日
- 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 北海道リース株式会社  
(2) 住所 札幌市中央区南1条西10丁目3番地
- 4 落札金額  
(1) 1の(1) 30,690円  
(2) 1の(2) 21,560円  
(3) 1の(3) 91,520円  
(4) 1の(4) 77,000円  
(5) 1の(5) 92,620円  
(6) 1の(6) 121,000円  
(7) 1の(7) 145,530円  
(8) 1の(8) 194,040円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月16日付け北海道上川総合振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

**道公安委員会規則**

北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年3月24日

北海道公安委員会委員長 吉本 淳一

**北海道公安委員会規則第4号**

北海道警察署協議会規則の一部を改正する規則  
北海道警察署協議会規則（平成13年北海道公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表札幌方面美唄警察署協議会の項を削り、同表札幌方面滝川警察署協議会の項中「10人」を「12人」に改め、同表札幌方面赤歌警察署協議会の項、札幌方面芦別警察署協議会の項、函館方面木古内警察署協議会の項及び釧路方面池田警察署協議会の項を削り、同表釧路方面帯広警察署協議会の項中「10人以上12人」を「12人以上15人」に改め、同表北見方面紋別警察署協議会の項中「5人以上7人」を「6人以上8人」に改め、同表北見方面興部警察署協議会の項を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員の定数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年5月31日までの間は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の右欄に掲げる人数とする。

札幌方面岩見沢警察署協議会	7人以上16人以内
札幌方面滝川警察署協議会	7人以上21人以内
函館方面函館中央警察署協議会	12人以上19人以内
釧路方面帯広警察署協議会	12人以上19人以内
北見方面紋別警察署協議会	6人以上12人以内

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる警察署協議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、施行日に、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、その者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌方面美唄警察署協議会	札幌方面岩見沢警察署協議会
札幌方面赤歌警察署協議会	札幌方面滝川警察署協議会
札幌方面芦別警察署協議会	
函館方面木古内警察署協議会	函館方面函館中央警察署協議会
釧路方面池田警察署協議会	釧路方面帯広警察署協議会
北見方面興部警察署協議会	北見方面紋別警察署協議会

## 道 警 察 本 部 告 示

### 北海道警察本部告示第177号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月24日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和8年3月24日に一般競争入札の公告を行うインターネット接続運用・保守等業務委託契約

(2) 資 格 インターネット接続運用・保守等業務委託契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 特定役務の種類 インターネット接続運用・保守等業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 国際標準化機構ISO27001の認証取得事業者若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾業者のいずれかに適合し、又はこれらと同等の情報セキュリティ管理システムを確立していること。

(2) データセンター事業者として5年以上の運用実績を有すること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和8年3月24日(火)から同年4月15日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道警察本部のホームページ(<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-251-0110 内線 2240

### 北海道警察本部告示第178号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月24日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
インターネット接続運用・保守等業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道警察本部告示第177号に規定するインターネット接続運用・保守等業務委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場  
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 令和8年5月29日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月28日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道警察本部のホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(2)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2240

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Internet connection Operation and Maintenance business
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., May 29, 2026  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 28, 2026)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan  
Phone : 011-251-0110 Exetension 2240

北海道警察本部告示第179号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月24日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) PPC用紙 A4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 9,180箱
- (2) PPC用紙 A3判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 260箱
- (3) PPC用紙 B4判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 10箱
- (4) PPC用紙 B5判（北海道警察本部分）（1箱当たりの単価） 10箱

2 落札を決定した日

令和8年3月9日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 大丸株式会社
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 1の(1) 2,310円
- (2) 1の(2) 2,770円

- (3) 1の(3) 3,460円
- (4) 1の(4) 1,730円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月27日付け北海道警察本部告示第28号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**北海道警察本部告示第180号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月24日

北海道警察本部長 友井昌宏

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
  - (1) PPC用紙 A4判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価) 9,920箱
  - (2) PPC用紙 A3判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価) 200箱
  - (3) PPC用紙 B4判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価) 10箱
  - (4) PPC用紙 B5判 (札幌市内警察署分) (1箱当たりの単価) 10箱
- 2 落札を決定した日  
令和8年3月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 森川株式会社
  - (2) 住所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11番7号
- 4 落札金額
  - (1) 1の(1) 2,280円
  - (2) 1の(2) 2,740円
  - (3) 1の(3) 3,430円
  - (4) 1の(4) 1,700円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和8年1月27日付け北海道警察本部告示第29号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**正誤**

○令和7年12月26日(号外第28号)

北海道規則第77号(北海道職員等の旅費に関する条例施行規則)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行  
2 右 34  
誤 別表第1号様式  
正 別記第1号様式

ページ 欄 行  
13 左 3  
誤 旅行雑費定額  
正 宿泊手当定額

ページ 欄 行  
13 左 35  
誤 別記第1号様式  
正 別記第2号様式

ページ 欄 行  
13 右 19及び20  
誤

家族の旧住所又は居所					
家族の新住所又は居所					

正

家族の旧住所又は居所	
家族の新住所又は居所	